

**小学校、中学校及び高等学校等における教育活動の継続と部活動及び寮や寄宿舎の感染症対策の徹底をお願いします。(新規)**

2文科初第1445号  
令和3年1月5日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子

文化庁次長

矢 野 和 彦

小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策  
の徹底について（通知）

国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）における感染者数や集団感染件数も増えています。

令和2年6月1日から12月31日までの間に、文部科学省に対し、学校の設置者から報告のあった感染者数は、児童生徒は6,159名（小学校2,217人、中学校1,513人、高等学校2,350人、特別支援学校79人）、教職員は830名でした。このうち、同一の学校において10人以上の感染者が確認された事例は、小学校で8件、中学校で7件に対して、高等学校では26件にのぼっています（別紙データ参照）。

このような状況を踏まえ、地域の感染の状況に応じて、以下のような点に留意しつつ、感染症対策を徹底してください。

## 1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみにもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。

感染不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染者が急激に増えている地域であるなどにより、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です。

なお、幼稚園において臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組の検討をお願いします。

## 2. 部活動及び寮や寄宿舎における感染症対策の徹底について

部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び関係通知（注）にしたがって、地域毎の感染レベルに応じた活動を行ってください。また、同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め部活動の内外を問わず感染症対策を徹底してください。特に高等学校においては、前述した状況も踏まえ、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じて、部活動の実施に当たり、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討するなど感染症への警戒を強化してください。

（注）「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）

また、寮や寄宿舎の集団生活における感染症対策についても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」にしたがって、改めて確認・徹底してください。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（高等専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等専修学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

参考資料：「(参考) 小学校、中学校、高等学校等における感染者数の状況」

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○下記以外のこと

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○文化部活動に関すること

文化庁 参事官（芸術文化担当）学校芸術教育室（内2832）

(参考) 小学校、中学校、高等学校等における感染者数の状況

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた令和2年6月1日から12月31日までの間に報告があった件数は以下のとおりです。

<表 児童生徒の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

児童生徒 (小中高)	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交流等	海外からの 帰国								
小学校	2217	736	33%	1653	75%	133	6%	180	8%	3	0%	239	11%
中学校	1513	765	51%	915	60%	168	11%	132	9%	2	0%	284	19%
高等学校	2350	1413	60%	738	31%	657	28%	181	8%	2	0%	760	32%
特別支援学校	79	33	42%	35	44%	6	8%	18	23%	0	0%	20	25%
合計	6159	2947	48%	3341	54%	964	16%	511	8%	7	0%	1303	21%

(※) うち重症者は0人  
注：義務教育学校及び中等教育学校については、小学校・中学校・高等学校のうち相当する学校段階に振り分けている。

<表 教職員の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

教職員 (小中高)	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交流等	海外からの 帰国								
小学校	327	247	76%	60	18%	49	15%	43	13%	0	0%	174	53%
中学校	174	142	82%	39	22%	14	8%	12	7%	0	0%	109	63%
高等学校	270	197	73%	44	16%	50	19%	34	13%	0	0%	142	53%
特別支援学校	59	44	75%	10	17%	6	10%	5	8%	0	0%	38	64%
合計	830	630	76%	153	18%	119	14%	94	11%	0	0%	463	56%

(※) うち重症者は2人

<表 幼稚園の幼児及び教職員の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

幼稚園	感染者数	有症状者数 (※)		感染経路判明								感染経路不明	
		家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交流等	海外からの 帰国								
幼児	235	79	34%	167	71%	29	12%	11	5%	0	0%	27	11%
教職員	149	120	81%	22	15%	28	19%	21	14%	0	0%	78	52%

(※) うち重症者は0人

<表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

学校種	発生件数	感染者数									
		2人	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上20人未満	20人以上					
小学校	144	81	56%	40	28%	15	10%	4	3%	4	3%
中学校	127	72	57%	34	27%	14	11%	3	2%	4	3%
高等学校	250	108	43%	64	26%	52	21%	17	7%	9	4%
特別支援学校	12	5	42%	3	25%	4	33%	0	0%	0	0%
合計	533	266	50%	141	26%	85	16%	24	5%	17	3%